

# 多賀城市市民活動サポートセンター フリースペースイベント利用について

## ■フリースペースについて

2F・3F フリースペースは、通常時、予約不要・無料でご利用できるみんなのスペースです。打ち合わせや事務作業、交流など、利用者同士ゆずり合いながらご利用いただいています。（営利を目的としたことでのご利用、長時間・大人数での占有利用はご遠慮いただいています。）

市民活動や地域づくり、社会貢献につながる活動に関して、企画実施や活動の場としてフリースペースを予約してご利用することも可能です。TSCスタッフが担当として付き、一緒に企画をサポートします。

## ■フリースペースイベント利用について

### （1）利用目的

- 1) 団体の活動を多くの市民に知ってもらう。
- 2) 企画づくりを通して団体運営のパワーアップを図る。
- 3) 市民が集い新たなつながりを生む。
- 4) 市民が自分たちの住む社会・地域について知り、考える。
- 5) 市民が地域・社会のためにアクションを起こす。

### （2）対象

NPO、自治会・町内会、子ども会、生涯学習団体、個人、企業（社会貢献活動での利用）

### （3）利用期間

- 1) 利用開始日（搬入日）から休館日を除く6日間を1単位とします。
- 2) 1日のイベントでも、6日の展示でも同様に1単位として数えます。
- 3) 1団体（または個人）につき年間（4月～翌年3月）8単位までご利用できます。
- 4) 連続してのご利用は4単位までとします。1単位以上空けた後、再度利用できます。

### （4）利用時間

月～土曜日／9:00～21:30      日曜・祝日／9:00～17:00      水曜日は休館

### （5）利用方法

（1）の利用目的につながる以下の内容でご利用いただけます。

展示、上映、講座、トークショー、ワークショップ、公開作業、交流会等

## (6) 搬入・搬出

搬入・搬出も利用期間の開館時間内をお願いいたします。

## (7) 利用料金

無料

## (8) 参加費や入場料の徴収・販売等

売り上げが全て団体の活動や市民活動団体への寄付へ充てられる場合のみ可能です。

## (9) 物品管理

利用者の責任をお願いいたします。汚損、破損、盗難、紛失、事故、災害等で生じた搬入物品の損害について、当センターでその責任は負いません。

## (10) 利用手続き

### 利用前

- 1) ご利用の1ヶ月前～6ヶ月前の間に窓口へ利用をお申し出ください。その場で企画や団体の活動内容等をおうかがいします。
- 2) うかがった内容に応じて利用の可否をお知らせします。ご利用いただく際には、申請書のご記入・ご提出をお願いします。  
※近日中に利用の可否、当センター担当スタッフをご連絡いたします。  
※ご連絡後、1週間以内に利用申込書のご記入・ご提出をお願いします。
- 3) 申込書の内容を元に当センタースタッフと打ち合わせを行い、より効果的に利用目的を達成するための方法を一緒に考えます。
- 4) 当センタースタッフが企画運営や広報等の相談に随時応じます。

### 利用後

- 1) 企画終了後、当センタースタッフを交えて成果・課題を一緒にふりかえります。
- 2) ふりかえりを元に、企画終了後1週間以内に利用報告書の記入・提出をお願いします。

## (11) 貸出備品

### 1) 展示用備品

ピクチャーワイヤー (28本)、画鋸、マグネット、ミニチラシラック (2個)、  
イーゼル (5脚)、コルクボード (5枚)、立看板 (1台)、スタンド掲示板 (1台)  
長机 (4本)、イス (20脚)、脚立

### 2) 電気機器類・その他

CDラジカセ、プロジェクター、延長コード、電気ポット・茶器類 (貸室に準ずる)

※すでに別団体への貸し出しが決まっていた場合には、貸し出し出来ません。  
※その他、必要なものがあればご相談ください。

## (12) その他注意事項

- 1) 営利目的でのご利用は出来ません。
- 2) 運動・音楽イベント等での利用は出来ません。BGM 程度で生演奏ではなく音楽を流すことは可能です。
- 3) 開催期間中は、市民が自由に入入り・参加・見学のいずれかが可能な状態としてください。
- 4) 火気の使用は厳禁とします。
- 5) 貴重品（募金箱等も含む）は利用者の責任で管理してください。
- 6) 当センタースタッフが施設の適正な管理上好ましくないと判断した場合は、利用をお断り、または中止とさせていただきます。
- 7) 当センターの設置趣旨に沿わない利用と判断した場合は、利用をお断り、または中止とさせていただきます。